

国 地 契 第 8 4 号
国 官 技 第 3 4 8 号
国 営 建 第 1 5 9 号
平成16年3月30日

各地方整備局 総務部長
各地方整備局 企画部長 あて
各地方整備局 営繕部長

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 地 方 課 長
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 建 築 課 長

「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」等
の一部改正について

「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）、「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）及び「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）の一部を下記のように改正し、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に締結される業務について適用するものとする。

記

- 1 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号）記1中「6,600万円」を「7,300万円」に改める。
- 2 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）記1中「6,600万円」を「7,300万円」に改める。
- 3 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）記1中「6,600万円」を「7,300万円」に改める。
- 4 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）記1中「6,600万円」を「7,300万円」に改める。

